

# 【重要】高等学校等奨学のための給付金 (7月以降申請)について

**提出期限: 令和8年7月17日(金)**

保護者の皆様へ

高等学校等奨学のための給付金について、申請を希望される方は、令和8年7月1日に生徒を通して配布したピンク色の封筒の資料をご確認のうえ、**令和8年7月17日(金)までに申請書類をご提出ください。**

申請に必要な書類は、7月1日に生徒を通して配布しておりますが、本ページにも掲載しております。申請書類を紛失した場合や追加で印刷が必要な場合は、添付ファイルをご利用ください。

なお、配布日に欠席等により書類を受け取ることができなかったご家庭につきましては、順次郵送いたします。

## 添付資料

### ① 高等学校等奨学のための給付金申請書類一式

申請に必要な書類や説明資料をまとめています。申請を希望される方は内容を確認し、**記入漏れや添付書類の不足がないように書類を整えたうえで提出してください。**

### ② 様式 1-1

次の世帯を対象とした申請様式です。

- 生活保護(生業扶助)受給世帯
- 保護者等(親権者)全員の住民税所得割額(道府県民税及び市町村民税所得割額)の合算額が182,500円未満の世帯(目安:年収約490万円未満程度)

※様式 1-1 は両面印刷(長辺とじ)で印刷してください。

### ③ 様式 1-5(家計急変世帯用)

離職等による家計急変により、収入が減少し、家計急変後の収入見込みが次に該当する世帯を対象とした申請様式です。

- 生活保護(生業扶助)受給世帯相当
- 保護者等(親権者)全員の住民税所得割額(道府県民税及び市町村民税所得割額)の合算額が 182,500 円未満の世帯相当(目安:年収約 490 万円未満程度)

※様式 1-5 は家計急変による申請の場合のみ使用します。

※様式 1-5 も両面印刷(長辺とじ)で印刷してください。

## 申請にあたっての注意事項

### ① 対象外となる世帯について

保護者等(親権者)全員の住民税所得割額(道府県民税及び市町村民税所得割額)の合算額が **182,500 円以上の世帯は給付対象外**となります。

対象外の世帯につきましては、配布された申請書類を破棄していただいて構いません(学校への返却は不要です)。

### ② 申請書類の準備について

申請にあたっては、保護者の皆様に準備していただく書類が多数あります。提出期限に間に合うよう、早めに書類の準備・作成をお願いいたします。

### ③ 書類の提出について

提出前に、申請書への記入漏れや必要書類の添付漏れがないか、今一度ご確認ください。

## 家計急変による申請を希望される方へ

家計急変世帯向けの申請書類は事務室でも配布しております。

申請に必要な書類が多数ありますので、申請を予定している方は早めに事務室へご相談ください。

- 家計急変世帯向け書類受取期限:令和8年7月10日(金)
- 申請書類提出期限:令和8年7月17日(金)

## <問い合わせ先>

**沖縄県立中部商業高等学校 事務室**

担当:照屋・野原

電話:098-898-4888

(対応時間:9:00~17:00)

※申請期限を過ぎると受け付けることができませんので、申請を希望される方は余裕をもって書類の準備および提出をお願いいたします。